

国道27号維持工事で伐採された樹木を無償提供します。

福井河川国道事務所では、国道27号小浜市西勢^{にしせい}地先で道路沿い樹木の伐採作業を実施します。作業で伐採した樹木を資源の有効活用や処分費の削減を目的とし、リサイクル材(伐木材)として無償提供します。

■提供実施日時

令和4年10月22日(土)10時～15時 (雨天の場合も実施します。)

■提供場所

小浜市飯盛^{はんせい}23-26 小浜市建設業協同組合・建設発生土処分場入口ヤード
[国道27号道路沿い、入口扉を入れて左側広場]

■提供量

受領者一人当たり、軽トラック1台分 (約350kg程度まで)

■申込方法・期間

所定の申込書に必要事項を記入し、福井河川国道事務所小浜国道維持出張所へメール(kkf-fyuki-info@mlit.go.jp)又はFAX(0770-56-1618)でお申し込み下さい。

- ・申込期間:令和4年9月27日(火) 9時 ~ 10月7日(金) 17時
- ・詳細は、別紙のとおり。

<問い合わせ先> 国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所
副所長 大西 健一 (おおにし けんいち)
道路管理課長 神谷 毅 (かみたに たけし)
TEL:0776-35-2661

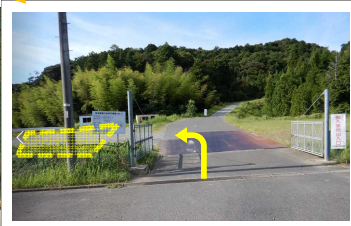
【現地作業に関する問い合わせ先】

福井河川国道事務所 小浜国道維持出張所
〒917-0241 小浜市遠敷1-101
TEL:0770-56-1617 FAX:0770-56-1618

リサイクル資材（伐木材）提供場所

- ・所在地 福井県小浜市飯盛^{はんせい} 2 3 - 2 6
- ・名称 小浜市建設業協同組合・建設発生土処分場入口ヤード
[国道27号道路沿い、入口扉入って左側広場]

[入口扉とヤードの位置関係]



[電子地形図(国土地理院)を加工して作成]

リサイクル資材（伐木材）の無償提供について

1. 目的

福井河川国道事務所管内（国道27号）の道路維持工事で伐採された樹木をリサイクル資材として無償提供することで、資源の有効活用と処分費の縮減に取り組むものです。

2. 提供の内容

(1) 実施日時

令和4年10月22日（土）10時～15時 [雨天の場合も実施します。]

(2) 場所

福井県小浜市飯盛23-26

小浜市建設業協同組合・建設発生土処分場入口ヤード

[国道27号道路沿い、入口扉を入れて左側広場]

(3) 提供量

受領者一人当たり、軽トラック一台分（350kg程度）まで

(4) 提供伐木材の状態（6. 伐木材の仮置状況イメージ写真・参照）

- ・形や大きさが不揃いの広葉樹で、長さ50cm～3m、太さ（径）10cm～1m程度となります。
- ・伐木して間もない生木で、部分的に枝葉が付いています。

(5) 引取方法

- ・受領者が直接提供場所まで来場し、自ら伐木材の積み込みを行って下さい。

3. 申込に当たっての留意点

- (1) 所定の申込書に必要事項を記入し、福井河川国道事務所小浜国道維持出張所までメール（kkf-fyuki-info@mlit.go.jp）又はFAX（0770-56-1618）でお申し込み下さい。
- (2) リサイクル資材の受領者が決まりましたら、申込者宛にメール又はFAXにて通知しますので、受領当日にご持参下さい。営利目的等の理由により受領者に該当しないと判断した場合は、メール又はFAXにて通知します。
- (3) リサイクル資材は数には限りがありますので、申し込みが予定数を越えた場合は、メールまたはFAXにてお知らせします。
- (4) リサイクル資材は選べません。受領当日に到着順に指定されたものをお持ち帰り下さい。
- (5) 受領するうえでの遵守事項・注意事項を必ず確認のうえ、お申し込み下さい。
- (6) 申し込み後に引き取りに来られなくなった場合、またはご都合により受領者本人が来られない場合（代理人を立てられる場合も同様）には、前日までに下記の問い合わせ先まで必ずご連絡下さい。なお、リサイクル資材の取り置きは出来ませんのでご了承下さい。
- (7) 新型コロナ感染症対策として、受領の際にはマスクの着用、隣の人と2メートル以上の距離を保つようご協力下さい。
- (8) 提供の中止または延期する場合には、10月20日（木）17時までに福井河川国道事務所ホームページにてお知らせします。なお、急遽、当日に中止ま

たは延期する場合には、直接お電話にてご連絡します。

<お問い合わせ先>

国土交通省 福井河川国道事務所 小浜国道維持出張所

住所：福井県小浜市遠敷1-101

TEL：0770-56-1617

4. 申込期間

- ・令和4年9月27日（火）9時～令和4年10月7日（金）17時
（メール、FAXとも）
- ・締め切り後の申し込みは、原則として受け付けません。

5. 受領するうえでの遵守事項・注意事項

受領を希望される方は、必ず下記事項を確認のうえお申し込み下さい。

(1) 遵守事項

- リサイクル資材は、営利目的の使用が出来ません。
- リサイクル資材は、使い切れる必要量のみ受領して下さい。
- リサイクル資材は、不当に投棄しないで下さい。第三者への譲渡も出来ません。
- 提供当日の移動や積込作業等は、安全に十分注意し全て自己責任で実施して下さい。

(2) 注意事項

- リサイクル資材の品質は不安定です。樹種が不明なものもあり乾燥していません。
- リサイクル資材の引き取りにおける事故やケガ、また、当該資材を使用したことによる損害、紛争などが生じても、国土交通省は一切責任を負いません。全て受領者の自己責任となります。
- リサイクル資材の運搬においては、過積載には十分に注意して下さい。

6. 伐木材の仮置状況イメージ写真



注) 国土交通省利根川上流河川事務所での伐採木無料配布における状況写真

リサイクル資材（伐木材）提供申込書

申込年月日	令和 年 月 日 ()
住所	
氏名	
連絡先	・電話番号 : ・FAX : ・メールアドレス :
利用目的	薪 ・ キノコの楳木 ・ その他 ()

引き取った伐採木は、違法行為（不法投棄など）や転売の無いよう責任をもって管理し、上記申し込み事項ならびに以下の遵守事項・注意事項に基づき、有効利用することを確約します。

【遵守事項】

- リサイクル資材は、営利目的の使用が出来ません。
- リサイクル資材は、使い切れる必要量のみ受領して下さい。
- リサイクル資材は、不当に投棄しないで下さい。第三者への譲渡も出来ません。
- 提供当日の移動や積込作業等は、安全に十分注意し全て自己責任で実施して下さい。

【注意事項】

- リサイクル資材の品質は不安定です。樹種が不明なものもあり乾燥していません。
- リサイクル資材の引き取りにおける事故やケガ、また、当該資材を使用したことによる損害、紛争などが生じても、国土交通省は一切責任を負いません。全て受領者の自己責任となります。
- リサイクル資材の運搬においては、過積載には十分に注意して下さい。

国土交通省 近畿地方整備局

福井河川国道事務所 小浜国道維持出張所長 宛

申込者氏名

印

※ 個人情報の保護

上記申込書に記入いただいた住所、氏名、連絡先（電話番号）の個人情報は、本伐採木提供のみに使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

< 送付先 >

国土交通省 福井河川国道事務所 小浜国道維持出張所

メール：kkf-fyuki-info@mliit.go.jp

FAX：0770-56-1618 (TEL：0770-56-1617)